

## 環境影響評価の主務省令改正案の概要

### 1. 「方法書の作成」関連(第2条)

方法書において、事業内容を明らかにするに当たり、事業の背景、経緯、必要性についても併せて明らかにすること。(2条2項)

### 2. 「環境影響評価項目等選定指針」関連(第4条～第12条)

事業特性に関する情報の把握に当たって、事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容についても把握すること。(5条2項)

地域特性に関する情報の把握に当たって、現在の情報のみならず、過去の状況の推移及び将来の状況も把握すること。(5条3項)

「標準項目」、「標準手法」については、それぞれ「参考項目」、「参考手法」とする。(6条1項)(8条)

参考項目及び参考手法を定めるに当たって踏まえられた「対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容」と個別の事業の内容との相違を把握すること。(6条1項)(8条)

項目及び手法の選定は、「参考項目」及び「参考手法」を勘案しつつ、事業特性及び地域特性、方法書手続きを通じて得られる情報等を踏まえること。(6条1項)(8条)

対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定される場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響を影響要因として整理すること。(6条2項1号,2号)

項目及び手法の選定に当たり、専門家等から助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすること。(6条4項)(12条1項)

選定することとした項目及び手法について、選定の理由を明らかにすること。(6条7項)

「触れ合い活動の場」について、施設や場そのものの状況のみならず「利用の状況」も把握すること。(7条5号)

「廃棄物等」について、発生量に加えて最終処分量等の把握を通じた調査、予測及び評価を行うこと。(7条6号)

調査法の選定に際して地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。(9条1項)

年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始すること。(9条3項)

予測の対象となる時期について、供用後に関し、定常状態に加えて、設定が可能な場合には影響が最大になる時期を設定すること。(10条1項4号)

対象事業に係る工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ予測を行うこと。(10条3項)

予測の結果と予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータ等との関係を併せて明らかにできるよう整理すること。(10条4項)

環境の状態の予測に当たっては、対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態を明らかにして行うこと。(10条5項)

予測の不確実性の検討に当たっては、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られる、それぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握すること。(10条6項)

評価に係る根拠及び検討の経緯が明らかにすること。(11条1号)

評価に当たって照らすこととした基準又は目標の考え方を明らかにすること。(11条2号)

工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについても当該環境基準との整合性が図られているか否かについて検討すること。(11条2号)

### 3. 「環境保全措置指針」関連(第13条～第17条)

代償措置を講じようとする場合には、代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り明らかにすること。(16条1項6号)

環境保全措置の検討に当たって、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにすること。(16条2項)

工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、環境への影響の重大性に応じて、事後調査の必要性を検討すること。(17条1項)

代償措置を講ずる場合、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による影響の重大性に応じ、事後調査の必要性を検討すること。(17条1項)

### 4. 改正後の省令の施行について

改正の公布を行った日より6ヶ月程度後に施行する。